

2018年（平成30年）5月22日

府中刑務所

所長 殿

第二東京弁護士会

会長 笠井 直人

要 望 書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人A氏からの人権救済申立事件について、貴所に対し、下記のとおり要望します。

要 望 の 趣 旨

貴所に対し、申立人に対して、継続的に医師の診察を受けさせ、投薬の要否を判断すること、今後、パニック障害の既往のある被収容者に対しては薬物依存に留意しつつも、薬物療法中止には厚生労働省の「パニック障害の治療ガイドライン」に沿った慎重な取扱いをすることを要望する。

要 望 の 理 由

1 認定した事実の概要

申立人は、パニック障害等と診断され、平成15年12月29日より、継続的に過呼吸発作症候を抑えるための向精神薬、睡眠薬の処方を受けており、別事件での相手方での在監中や、拘置所においても申立人については服薬治療が必要との判断の下、継続的な治療が行われてきた。

平成26年5月15日、申立人は相手方に入所したが、同月21日の申立人の診察の際、相手方は、①申立人の訴える症状につき、パニック障害に起因するものであるかは定かでなく、パニック障害と断定するには至らなかった、②申立人につき薬物についての依存形成がなされていることを理由として、内服なしで生活リズム

改善による治療を行い、投薬については減薬した後、中止するとの方針を示し、同年6月18日の処方をもって、申立人への投薬治療を中止した。

2 判断

申立人については異なる複数の機関においてパニック障害と診断され、継続的に投薬治療が続けられているところ、厚生労働省が公表している「パニック障害の治療ガイドライン」によれば、パニック障害の治療は薬物療法によりパニック発作を消失させることをまずは目標とし、薬物治療の中止は一般的にはパニック症状がほぼ消失し、社会生活にも支障を来さない程度に改善した時点から同容量（維持量）の薬物で6か月から1年間経過を観察し、症状の再燃がないと判断された場合はさらに6か月から1年間かけて行うべきとされており、申立人の主治医も同様の意見を述べている。

このようにパニック障害の患者については、投薬治療の中止には慎重な判断と対応が求められているところ、相手方が申立人の入所からわずか1週間後の平成26年5月21日の診察において、パニック障害と断定できないことを理由に、パニック障害を前提とした治療を打切る方針を決めたのは、慎重さを欠く判断と言わざるを得ない。

また、相手方は平成26年5月21日の診察の際、申立人につき薬物についての依存形成がなされていると判断したとするが、他方で、申立人につき、医師の指示に反して服薬量が増えたり、処方薬が不足することによる退薬徴候（離脱症候）が顕著にみられたりなどの薬物依存性を示す兆候は確認されていないとも回答しており、相手方が何をもって初回の診察時から申立人について薬物依存形成がなされていると判断したのか根拠が不明であり、薬物への依存性を理由として投薬治療を中止するのは、やはり慎重さを欠いた判断といえる。

本事案については、調査の過程で相手方が申立人の希望、不安症状等から抗不安薬等の投薬を再開したとのことであったが、将来に向けた再発予防の見地や、申立人に限らずパニック障害の既往のある収容者に対し同種の事例が生じることを防ぐ必要があるため、要望の趣旨の通り要望する。

以上